

日野本町地区公共施設再編基本構想・基本計画策定検討委員会
設置要綱

令和6年5月9日制定

(設置)

第1条 日野本町地区公共施設再編基本構想・基本計画（以下「基本構想・基本計画」という。）を策定するに当たり、今後の日野本町地区における公共施設の再編のあり方等について、学識経験者、施設利用者、地域住民等と将来を見据えた見地から意見交換し、助言を求めため、日野本町地区公共施設再編基本構想・基本計画策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について、意見等を集約することとする。

- (1) 基本構想・基本計画策定の推進に関すること。
- (2) 日野本町地区の公共施設に求められる機能及び諸室に関すること。
- (3) 日野本町地区の公共施設の施設整備プランに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、基本構想・基本計画策定の検討を行うために、必要と認められること。

(組織)

第3条 検討委員会は、別表に掲げる者につき、市長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から、第7条第1項に規定する基本構想・基本計画についての報告がなされた日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は学識経験者である委員の中から市長が指名し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、市長の求めに応じて、委員長が招集する。

2 委員長は、検討委員会において会議の座長となる。

3 委員長は、検討委員会の運営上必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴取し、資料の提出を求めることができる。

(報告)

第7条 検討委員会は、会議で述べられた意見等を取りまとめ、市長に報告する。

2 検討委員会は、検討の途中経過についても必要に応じて市長に報告する。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(謝礼金)

第9条 委員が委員会に出席したときは、予算の範囲内で謝礼金を支払う。ただし、市職員である委員には支払わない。

(会議の公開等)

第10条 検討委員会の会議は、公開とする。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ委員長に申し出なければならない。

(会議録等)

第11条 検討委員会は、会議に際し、会議録又は要点録を作成する。

2 前項の会議録又は要点録は、公開する。

(庶務)

第12条 検討委員会の庶務は、企画部公共施設総合管理担当において処理する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の組織及び運営に関して必要な事項は委員長が検討委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、令和6年5月9日から施行し、令和6年4月22日から適用する。

別表（第3条関係）

学識経験者	2人以内
施設利用者の代表者	5人以内

関連分野の代表者	5人以内
地域団体の代表者	3人以内
市民（公募による）	2人以内
行政部門	3人以内
上記のほか、検討委員会が必要と定める者	

参考) 計画策定協議の体制イメージ

